

報告第12号

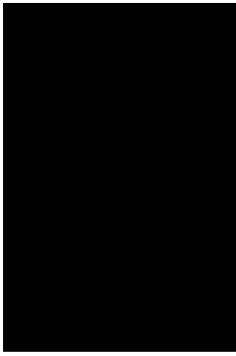
専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年9月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年8月1日	92,400円		平成20年7月15日午前10時30分頃、相手方宅車庫に置かれた粗大ごみの収集をしていた職員が、誤って収集対象でない障子4枚を清掃車に積み込み、焼却処分してしまった。